

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（直轄）実施要綱

令和2年4月1日付け元農振第3405号

各地方農政局長
内閣府沖縄総合事務局長
国土交通省北海道開発局長 } 殿

農林水産事務次官

第1 趣旨

土地改良施設PCB廃棄物処理促進対策事業（以下「本事業」という。）は、国営土地改良事業により造成された土地改良施設において、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の確実かつ計画的な処理を行い、もって土地改良施設の適正な管理に資することを目的とする。

第2 事業内容

本事業の事業内容は、国営土地改良事業により造成された土地改良施設におけるPCB廃棄物の処理等で、次に掲げるものとする。

- 1 土地改良施設の塗膜に含まれるPCBの濃度分析調査等
土地改良施設の塗膜に含まれるPCB（以下「PCB含有塗膜」という。）の濃度分析調査、PCB含有塗膜の処理等
- 2 PCB廃棄物の処理
国が自ら保管するPCB廃棄物の処分等

第3 事業実施主体

本事業は、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）が実施する。

第4 採択要件

- 1 第2の1の事業にあっては、昭和41年から昭和49年までの期間にPCBを含む塗料による塗装が行われたおそれがある土地改良施設であること。
- 2 第2の2の事業にあっては、土地改良施設に使用されていたPCB廃棄物であって、国がポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第8条第1項及び第15条に基づく届出を行い、保管しているものであること。

第5 事業実施期間

本事業の実施期間は、令和2年度から令和8年度までの7年間とする。

第6 事業実施手続

地方農政局長等は、本事業の実施に当たり、事業実施計画を作成し、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）に提出するものとする。

第7 事業に要する経費

本事業に要する経費は、全額国庫負担とする。

第8 事業実施結果の報告

地方農政局長等は、本事業を実施した場合は、その実施結果を農村振興局長に報告するものとする。

第9 委任

本事業の実施に当たっては、この要綱に定めるもののほか、農村振興局長が別に定めるところによる。

附 則

この通知は、令和2年4月1日から施行する。